

# 児童クラブ館を利用される保護者の皆様へ

日頃より、本市教育行政にご理解とご協力を賜りまして、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの新変異株であるオミクロン株の急拡大により、県内全域が「まん延防止等重点措置」の適用地域に指定されているほか、県独自の「非常事態宣言」も発出されているところです。

市内の児童クラブ館においては、感染防止対策を徹底しておりますが、保護者の皆様におかれましても、以下の点についてご協力いただきますようお願いいたします。

## 1. 登館基準の順守にご協力ください

お子さんまたは同居する家族に、『児童クラブの登館基準について』（裏面参照）に該当する症状がみられる場合、登館を控えていただくほか、速やかに利用する児童クラブ館へご連絡ください。

なお、マスク等感染防止対策を講じず、1週間以内に15分以上の接触があった第三者に体調不良等がみられる場合についても同様の取り扱いとなります。

## 2. 家庭内保育にご協力ください

両親のどちらかがお休みの日や、家庭内で面倒を見る方がいる日については、可能な限り家庭内で過ごすようご協力ください。

## 3. 基本的な感染予防対策の徹底をお願いします

ワクチン接種の有無にかかわらず、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

<基本的な感染症予防対策>

- ① マスクの着用の徹底
- ② 手洗い、うがい、手指消毒の徹底
- ③ 不要不急の外出の自粛
- ④ 大人数での外食の自粛

# 児童クラブ館の登館基準について

## 1 登館停止となる場合

| No. | 事例  | 登館停止期間          |                                 |
|-----|---|-----------------|---------------------------------|
|     |   | 開始日             | 終了日                             |
| 1   | 児童または児童と同居する家族が、感染または濃厚接触者と特定された場合                          | 特定日             | 保健所等が指示する期間（自主検査の場合は、結果が判明するまで） |
| 2   | 児童または児童と同居する家族が、PCR 検査または類似の検査の受検が決まった場合（自主検査含む）            | PCR 検査の受検が決まった日 |                                 |
| 3   | 児童または児童と同居する家族が接触した第三者（*）が、PCR 検査または類似の検査の受検が決まった場合（自主検査含む） |                 |                                 |
| 4   | 児童が 37.5℃以上の発熱をした場合   | 発症日             | 解熱後 24 時間が経過するまで                |
| 5   | 児童または児童と同居する家族が、その他感染の疑いがあると判断される場合                         | 感染の疑いが判明した日     | 感染の疑いがないと判断されるまで                |

\* 第三者とは、同居する家族以外で、①1 週間以内に ②1 メートル以内の距離で ③15 分以上の接触があった者を指します。

## 2 登館自粛となる場合

| No. | 事例                            | 登館停止期間 |            |
|-----|-------------------------------|--------|------------|
|     |                               | 開始日    | 終了日        |
| 1   | 児童に発熱以外の風邪症状がみられる場合           | 発症日    | 症状が改善されるまで |
| 2   | 児童の家族に 37.5℃以上の発熱等風邪症状がみられる場合 |        |            |

注 1 登館自粛については、可能な限りのご協力をお願いします。なお、上記症状等がみられる場合に、児童クラブ館を利用する場合は、事前に施設にご相談いただきますようお願いいたします。また、早めのお迎えについても、ご協力をお願いします。

注 2 児童クラブ館利用中に、保護者が PCR 検査などを受検することが決まった場合は、施設に連絡のうえ、速やかに児童のお迎えをお願いします。